

情報公開



Q1 情報公開制度とは
どのようなものですか？

A 独立行政法人等の国民に対する説明責務（アカウントアビリティ）を果たすためのもので、情報開示請求制度と情報提供制度があります。

Q2 開示対象となる法人文書とは
どのようなものですか？

A 開示の対象となるのは次のような文書です。

- 1.水資源機構の役職員が職務上作成・取得したものの
- 2.文書、図画及び電磁的記録（フロッピーディスクなどに記録された電子情報）
- 3.組織的に用いるものとして水資源機構が管理しているもの

Q3 開示できない法人文書とは
どのようなものですか？

A 法人文書は原則として公開が義務づけられていますが、開示することによって個人のプライバシーや公益が損なわれる場合には文書を開示しないことがあります。

- 1.個人情報
個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報
- 2.法人情報
法人等に関する情報で、公にすると法人等の正当な利益を害する情報
- 3.審議・検討情報
国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体などが行う事務または事業に関する情報で、率直な意見交換、意思決定の中立性などを阻害する情報
- 4.事務事業情報
国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体などが行う事務または事業に関する情報で、公にすると事務の適正な遂行に支障をきたす情報

Q4 開示請求ができる人は
どんな人ですか？

A 独立行政法人等情報公開法の定めるところにより、誰でも（国内外を問わず、個人、法人のほか社団など）法人文書の開示請求ができます。

Q5 開示請求の方法を教えてください。

A 開示請求をするには水資源機構所定の開示請求書に必要事項を記入し（書き方については中面をご参照ください）、下記Q6の窓口に提出してください。
なお、提出方法は窓口への提出のほか、郵送でもできます。但し、電子メールによる請求はできません。

Q6 水資源機構の窓口はどこですか？

A 次の機関に設置します。詳しくは中面をご参照ください。

- 1.本社
- 2.中部支社
- 3.関西・吉野川支社 淀川本部
- 4.関西・吉野川支社 吉野川本部
- 5.筑後川局

Q7 開示・不開示の決定までに
どのくらいかかりますか？

A 開示請求書で情報公開窓口で受け取った翌日から起算して30日以内（補正に要した日数は算定しません）に決定し、その旨を開示決定通知書などでお知らせします。
請求が大量の場合など、この期間は延長されること（最大30日）があります。この場合も文書で連絡します。

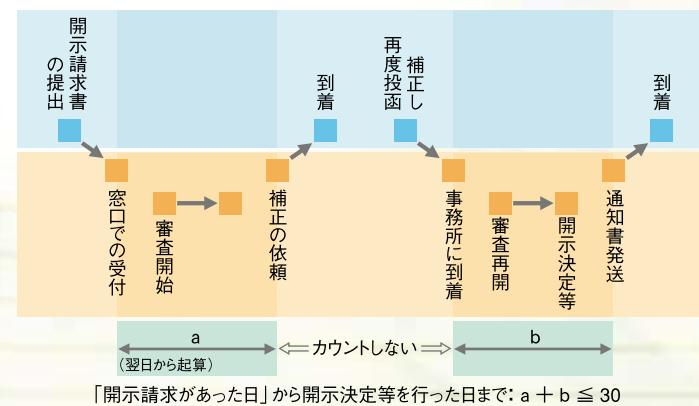


Q8 費用はどれくらいかかりますか？

- 1.開示請求1件につき手数料300円が必要です。
開示請求書を窓口に提出した場合…現金で納付
開示請求書を郵送した場合…………銀行振込
- 2.法人文書の開示を受ける場合には開示実施手数料（実費の範囲の費用）が必要です。
※この実施手数料について詳しくは中面をご参照ください。
実施手数料の納付…現金または銀行振込により納付
- 3.開示請求手数料300円は開示実施手数料から控除されます。
- 4.開示実施手数料には経済的困難などを理由とする減免措置があります。※詳しくは中面をご参照ください。

Q9 補正手続きとは何ですか？

- A** 開示請求書の記載事項に不備があった場合に必要な修正作業のことです。
- 1.氏名・住所等が不備
 - 2.文書の特定ができない



Q10 移送手続きとは何ですか？

A 請求された法人文書が他の機関によって作成されたものである場合などは、その作成した機関に開示・不開示の決定を委ねるなど、事業を移すことをいいます。また、外交文書や公安文書については国の機関に移送することがあります。

Q11 第三者の意見聴取とは？

A 法人情報に、請求に関わらない第三者（国、地方公共団体、独立行政法人等、開示請求者以外のもの）の情報が含まれているとき、開示請求に対する意見の聴取を行うものです。

Q12 実際に文書を見られるのは？

A 開示決定の通知があってから30日以内に開示実施申出書を提出して下さい。開示の実施はその後に行われます。

文 書: 閲覧又は写しの交付による
電子情報: 水資源機構が定める方法による

Q13 決定に不服がある場合は？

A 部分開示や不開示の決定に不服のある場合は水資源機構に対して異議申し立てをすることができます（決定を知った翌日から起算して3ヶ月以内）。
なお水資源機構では、必要がある場合、内容を総務省の情報公開審査会に諮問し、結果を通知します。

Q14 情報提供制度とは？

A 水資源機構が、組織、業務、財務等に関する情報を、国民がわかりやすく、また利用しやすい方法で適時に提供していくものです。

例：組織の概要、事業報告、事業計画、貸借対照表、会計検査院検査報告 等